

## 大規模災害時における指定管理者業務実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、地震や風水害などの大規模災害等に対して、県の災害時配備体制と連携して、指定管理者が取るべき県営住宅団地及び借上公共賃貸住宅団地(以下「県営住宅等」という。)に係る業務について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象となる災害等)

第2条 この要領において「大規模災害等」とは、別表1に掲げる災害等の発生又は警報及び情報の発表(以下「発生等」という。)が行われた場合をいう。

### (計画の策定)

第3条 指定管理者は、大規模災害等の発生等に備え、予め配備体制を整備するとともに、管轄内の県営住宅等への出動経路、出動手段及び優先順位等を定めるものとする。

### (大規模災害等の発生等時の初動業務)

第4条 大規模災害等の発生等が生じた場合には、指定管理者は以下の業務を速やかに行う。

- (1) 直ちに管轄内の全団地に出動し、被害状況を調査し、その結果を24時間以内に住宅営繕事務所に別表2により報告するものとする。但し、警報及び情報の発表に止まる場合であって、住宅営繕事務所から特段の指示がない場合については、調査に必要な出動体制を整えれば可とする。
- (2) 前号により被害発生の報告のあった団地については、直ちに避難誘導等必要な措置を講じた上で、その結果を速やかに別表3により住宅営繕事務所に報告するものとする。
- (3) 大規模災害等の発生等後、道路交通状況等により、24時間以内に全団地を調査することが明らかに困難と思われる場合は、予め策定した優先順位に基づき、各団地の被害状況を逐次調査し、報告するものとする。なお、大規模災害等の発生等後48時間以内には、全団地の被害状況調査及び措置状況の報告が行えるよう可能な限り努めるものとする。
- (4) 前各号に基づく報告に当たっては、予め住宅営繕事務所が指定した連絡先に電話又はFAX等により行うものとする。この際、必要に応じて最寄りの県土木事務所の災害時優先電話又は防災無線電話を利用して行うものとする。

2 前項の被害状況調査及び措置状況の報告業務終了後は、住宅営繕事務所の指示に基づき、引き続き県営住宅等被災者の避難誘導や危険箇所の除去業務等に努めるものとする。

### (初動業務終了後の災害復旧工事の実施)

第5条 指定管理者は、前条の初動業務終了後(概ね災害の発生後3日目以降)、住宅営繕事務所と協議の上、災害復旧工事を実施するものとする。

### (県災害対策本部との関係)

第6条 その他大規模災害等の発生等が生じた場合には、指定管理者は住宅営繕事務所及び県災害対策本部との密接な連絡調整のもと、県営住宅等入居者の安全確保と生活安定に可能な限り努めるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項及びこの要領に関し疑義が生じた場合は、指定管理者と住宅営繕事務所がその都度協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

(1) 地震災害

区 分	備 考
神奈川県内で震度5弱以上の地震が発生したとき	
「ツナミ」津波警報が発令されたとき	
「オオツナミ」津波警報が発令されたとき	
神奈川県内で大規模災害が発生したとき	県災害対策本部が設置された場合で住宅営繕事務所が別途指示するもの。

(2) 東海地震

区 分	備 考
東海地震注意情報が発表されたとき	
東海地震予知情報が発表されたとき	警戒宣言が発令されたときを含む。

(3) 火山災害

区 分	備 考
箱根山、富士山に関する噴火警報が発表されたとき	
神奈川県内で大規模災害が発生したとき	県災害対策本部が設置された場合で住宅営繕事務所が別途指示するもの。

(4) 風水害

区 分	備 考
大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、高潮警報が発表され、災害が拡大するおそれがあると県が判断したとき	住宅営繕事務所が別途指示するもの。
神奈川県内で大規模災害が発生したとき	県災害対策本部が設置された場合で住宅営繕事務所が別途指示するもの。

(5) 原子力災害

区 分	備 考
モニタリングポストにおいて毎時5マイクロシーベルト以上の放射線量を検出したとき	住宅営繕事務所が別途指示するもの。

別表2 (第4条第1項第1号関係)

[団地調査票1] (地震発生後24時間以内)

○建物の調査 (発生直後の建物被害棟数などの情報収集結果をまとめる。)

団地名 (所在地)	団地 ( 市 町 )											
	1		2		3		～		10		～	
建物の崩壊	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
建物の落階	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
建物の傾斜	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
備 考												

- ※1 上記調査票は、予め調査を担当する調査員が上記票の団地名、棟番号等を記載し準備しておく。
- ※2 有無のどちらかに○を付ける。
- ※3 調査時間に大きな影響を及ぼさない範囲で、二次災害防止のために、危険箇所には立ち入り禁止措置を行い、被害の大きい建物近くに「危険」を知らせる張り紙を貼る。
- ※4 備考欄には、人的被害状況や火災等発生状況、危険箇所等注意を要する場所と内容、今後、措置が必要となる場所と内容、措置を行った場合には、措置の内容と場所などについて記載する。

別表3 (第4条第1項第2号関係)

[団地調査票2] (調査票1で被害発生報告があった団地)

○建物、通路等の調査及び緊急措置状況 (調査票1で被害報告のあった団地について、一見して危険かどうか建物及び通路を改めて調査し、危険箇所への立ち入り禁止措置状況をまとめる。また、併せて人的被害状況等についても調査を行い、報告する)

団地名 (所在地)	団地 ( 市 町 )											
棟 番 号	1		2		3		～		10		～	
建物の崩壊	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
建物の落階	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
建物の傾斜	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
建物の緊急措置 張り紙、トラロープ、コーン等による立入禁止	・必要なし ・措置済み ・一部措置 ・未措置		・必要なし ・措置済み ・一部措置 ・未措置		・必要なし ・措置済み ・一部措置 ・未措置		・必要なし ・措置済み ・一部措置 ・未措置		・必要なし ・措置済み ・一部措置 ・未措置		・必要なし ・措置済み ・一部措置 ・未措置	
敷地内通路の危険箇所	有 ( 箇所 ) ・ 無											
敷地内通路の緊急措置 張り紙、トラロープ、コーン等による立入禁止	必要なし 措置済み ( 箇所 ) 一部措置 (措置済み: 箇所、未措置: 箇所) 未措置 ( 箇所 )											
人的被害状況												
備 考												

- ※1 建物被害欄(崩壊、落階、傾斜)は、有無のどちらかに○を付ける。
- ※2 建物の緊急措置欄は、建物被害(崩壊、落階、傾斜)が無かったものについては、「必要なし」に○、被害(有)が1つでもあったものについては、措置状況のいずれらに○を付ける。
- ※3 敷地内通路で危険箇所があったものは、その数も記載すること。
- ※4 備考欄には、危険箇所等注意を要する場所と内容、今後、措置が必要となる場所と内容、措置を行った場合には、措置の内容と場所などについて記載する。